鳥取市温泉活用スマート農業実証事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市温泉活用スマート農業実証事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、本市の農業において、地域エネルギーを活用し、先進的な農業生産技術やICTを活用したスマート農業技術の開発及び実証の取組を支援することで、農作業の省力化と農業経営の効率化を図り、もって本市農業の振興に資することを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業は、別表~~の~~第１欄に掲げる事業とする。

（補助対象事業者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、別表~~の~~第２欄に掲げる者とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金の額は、別表第３欄に掲げる補助対象経費に、同表第４欄に掲げる補助率を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第６条　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（承認を要しない変更）

第７条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第８条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第９条　本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月３１日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。

２　規則第１２条の実績報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

（財産の処分制限）

第１０条　規則第１６条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

２　規則第１６条第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

⑵　その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第３条、第４条、第５条関係）

１　補助事業		２　補助対象者	３　補助対象経費	４　補助率	備考
事業名	事業内容				
温泉活用スマート農業実証事業	地域エネルギー（温泉熱）を活用し、先進的な農業生産技術やICTを活用したスマート農業技術の開発・普及に資する事業	鳥取市内農家、ICTメーカー等で構成されるコンソーシアムで規約等を有する団体	人件費、旅費、ソフトウェア開発環境使用料・開発費及び購入費、委託費、機械・工具器具購入費、工事費、外部専門家等受入経費（専門家への旅費、謝金、講習のための借上料等）その他実証・開発のために必要であると市が認めた経費	１０/１０	実証事業の結果を広く公開する取り組みであること。

別記様式（第６条、第９条関係）

年度温泉活用スマート農業実証事業計画（報告）書

１　事業目的

２　事業内容　（単位：円）

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
合　計			

３　事業費の内訳　（単位：円）

事業区分	事業費	負担区分		備考
		市補助金	事業主体	
合計				

４　収支予算（又は決算）

（１）収入の部　（単位：円）

区　　分	本年度予算額（本年度決算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比　較		備　　考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
その他					
合　　計					

（２）支出の部

区　　分	本年度予算額（本年度決算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比　較		備　　考
			増	減	
事業費					
合　　計					

５　事業完了（予定）年月日

６　添付書類

（交付申請時）

（１）事業費の詳細がわかる資料

（２）具体的な取り組み内容がわかる資料（計画書等）

（実績報告時）

（１）事業費が確認できる資料

（２）事業の成果

（３）写真